

令和7年6月4日

組合員・利用者 各位

福井県農業協同組合
代表理事組合長 齊藤 雅幸

不祥事件の発生について(お詫び)

平素より、当組合事業につきまして特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、誠に遺憾ながら、当組合において不祥事件が発生しました。
組合員・利用者の皆様方には、多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。
今後は役職員一同深く反省するとともに、不祥事の未然防止・再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 不祥事件の概要

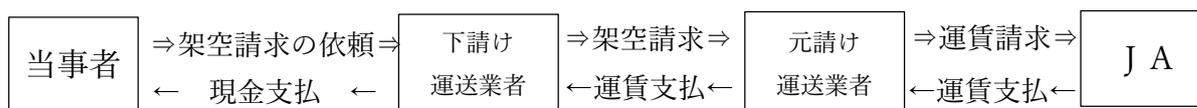
(所属部署及び当事者) 坂井営農経済センター 園芸振興課 40代男性

(発覚日) 令和7年5月20日

(事件の概要)

- ① 組合員が生産した青果物について、集荷場・選果場から市場等への配送を、運送業者に委託する場合がある。
- ② 今回、当事者が運送業者と共謀して、実態の無い架空の運送分を含めてJA福井県に請求し、業者から当事者に架空請求分を現金でバックしていたもの。
- ③ 当事者は、令和7年3月まで本店園芸畜産課で農産物輸送の配車発注を担当していたが、令和7年4月に現部署に異動となった。
- ④ 後任の担当者が、令和7年4月分の請求書に、JAから依頼した覚えの無い輸送明細が含まれていることを発見し、元請け運送業者と下請け運送業者に聴き取り調査を実施した。
- ⑤ 下請け運送業者が当事者の指示で、令和5年8月から架空の農産物輸送表(請求書)を元請け運送業者に出していたことが判明した。
- ⑥ 当事者への聴き取りで、元請け運送業者と下請け運送業者を介して、金銭を詐取していたことを認めた。

(架空請求の取引の流れ)



2. 組合への損害等

組合への損害額は現在調査中であるが、J Aが架空請求により運送会社に支払った金額は、1,100万円程度となる。現時点でJ Aとして確認できた金額についてはすでに当事者から弁済を受けているが、調査を進める中で他にもJ Aへの損害が確認された場合には、必要な金額を当事者に請求する。

3. 関係機関への届出

本件発覚後、直ちに行政及び関係機関に報告を行っております。

4. 今後の対応

本件につきましては、引き続き徹底した調査を進めますとともに、弁護士等の第三者による特別調査委員会等を設置して、関係各所とも連携しながら厳正なる対応を取る所存でございます。また、再発防止に向けたコンプライアンス体制および内部管理体制の強化と改善に努めてまいります。

5. 本件に対するお問い合わせ先

J A福井県 総務部 リスク管理課
電話：0776-50-7610（金融機関の休業日を除く 8：30～17：00）